

児童手当改正(拡充)のお知らせ

～令和6年10月分(12月支給分)から児童手当が変わります～

改正(拡充)前後の違いは下記のとおりです

	改正(拡充)前 令和6年9月まで	改正(拡充)後 令和6年10月から
3歳未満	一律15,000円	15,000円
3歳以上小学生	10,000円	10,000円
中学生	一律10,000円	10,000円
高校生年代※1	支給なし(多子加算カウント)	10,000円
大学生年代※2	支給なし	支給なし(多子加算カウント※3)
所得制限	あり	なし
支給回数	年3回(6月、10月、2月) 支給通知あり	年6回(偶数月) 支給通知なし

第三子以降
30,000円

第三子以降
15,000円

※1:15歳年度末を経過した後18歳年度末まで

※2:18歳年度末を経過した後22歳年度末まで

※3:大学生年代の多子加算カウントは受給者が経済的な負担等をしている場合

改正(拡充)によって新たに受給資格が生じる人・受給額が増加する人

	想定されるパターン
新たに受給資格が生じる人	①受給資格者が所得限度額超過により特例給付の支給対象外である場合 ②中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している場合
受給額が増加する人	③受給資格者が一定の所得以上で特例給付を受けている場合 ④受給資格者が高校生年代の児童と中学生年代以下の児童を養育している場合(ただし、高校生年代の児童が支給要件児童として認定されていない場合は手続きが必要) ⑤現行でも多子加算を受けている場合(⑦に該当する場合を除く) ⑥新たに多子加算を受けることとなる場合(⑦に該当する場合を除く) ⑦新たに多子加算の算定対象(大学生年代を含んだ児童が3人以上)となる大学生年代の子がいる場合

◆①に該当する人には8月20日に、②、④のただし書き及び⑦に該当すると思われる人には8月30日に手続きに必要な書類を発送しました。該当すると思われる人で9月10日頃になっても書類が届いていない場合は子育て支援課(電話 0867-42-1054)までお問い合わせください。

◆③～⑥に該当する方は、市役所で変更処理しますので手続きは不要です。

なお、今回の改正(拡充)で支給する金額が変わる人には10月下旬頃に通知をお送りします。

◆◆◆ 具体的なパターン例 ◆◆◆

【A】令和5年中の所得が所得上限限度額を超過し、受給事由消滅通知書が届いた人〔①に該当〕

→受給事由消滅通知書に同封してある「簡易な認定請求書」を提出してください。10月分から消滅前に受給していた児童に応じて改正後の月額で支給されます。

【B】現在児童手当を受給しておらず、17歳の高校生の児童がいる人〔②に該当〕

→生計を維持する程度が高い人(原則前年所得の多い人)が「認定請求書」を提出してください。10月分から高校生10,000円/月が支給されます。

【必要書類】請求者とその配偶者の□個人番号が確認できる書類(マイナンバーカードや通知カード等)、□身分証明書(免許書等)、□請求者名義の振込先口座(通帳やキャッシュカード)をご持参ください。

【C】令和5年中の所得が所得制限限度額を超過し、特例給付を受給している人(中学生と受給履歴のある17歳の高校生の児童がいる場合)〔③と④に該当〕

→**手続きは不要**です。現在の中学生5,000円/月(特例給付)が、10月分から中学生10,000円/月になるので高校生10,000円/月を加えた20,000円/月に増額します。

【D】中学生と17歳の高校生の児童がいる人〔④に該当〕

→**手続きは不要**です。現在の中学生10,000円/月が、10月分から高校生10,000円/月を加えた20,000円/月に増額します。

【E】小学生2人と中学生の児童がいる人〔⑤に該当〕

→**手続きは不要**です。現在の中学生10,000円/月、1人目の小学生10,000円/月、2人目の小学生(3人目)15,000円/月の合計35,000円/月が、10月分から2人目の小学生(3人目)の月額が30,000円/月になるので50,000円/月に増額されます。

【F】3歳未満の児童と小学生と中学生の児童がいる人〔⑥に該当〕

→**手続きは不要**です。現在の小・中学生2人分20,000円/月、3歳未満の児童15,000円/月で合計35,000円/月が、10月分から3歳未満の児童(3人目)の月額が30,000円/月になるので50,000円/月に増額されます。

【G】小学生、中学生の児童の児童手当を受給していて、別に経済的な負担をしている19歳の大学生がいる人〔⑦に該当〕

→現在の受給者が「監護相当・生活費の負担についての確認書」を提出してください。現在の小学生10,000円/月と中学生10,000円/月で合計20,000円/月が、小学生が3人目になるため30,000円/月になるので40,000円/月に増額されます。

【必要書類】19歳の大学生の□個人番号が確認できる書類(マイナンバーカードや通知カード等)をご持参ください。

【H】16歳と18歳の高校生と同居している20歳のフリーターがいる人〔②と⑦に該当〕

→【B】のパターンの手続きとフリーターへ経済的な負担等をしている場合は【G】のパターンの手続きをしてください。なお、「監護相当・生活費の負担についての確認書」の職業等の区分は「その他」選択して提出してください。この場合、別途19歳フリーターへ経済的な負担をしていることがわかる書類等の提出を求められます。

【I】中学生と経済的な負担をしている19歳の大学生と別居している21歳の社会人がいる人〔⑦に該当?〕

→別居している社会人に経済的な負担をしていない場合は中学生と大学生の2人では多子加算にならないため必要な手続きはありません。別居している社会人に経済的な負担等をしている場合は【G】のパターンの手続きをしてください。なお、「監護相当・生活費の負担についての確認書」職業等の区分は「その他」選択して提出してください。この場合、別途21歳の社会人へ経済的な負担をしていることがわかる書類等の提出を求めます。

【J】児童が中学生以下の児童のみ2人以下の人

→月額は変更なく、多子加算にも該当しないため手続きも、通知もありません。

【共通事項】高校生年代の児童と別居している人

→「別居監護申立書」の提出も必要になります。

【必要書類】別居している高校生の□個人番号が確認できる書類(マイナンバーカードや通知カード等)をご持参ください。